

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和元年度（２０１９年度）第２０回（定例会）

署名人 平良 浩

教育長 田端 一正

開催日時 令和２年（２０２０年）２月１０日（月）

開会 午前１０時００分

閉会 午前１０時１５分

開催場所 那覇市役所１０階 １００１会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、平良浩委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】山内健部長

（総務課）仲程直毅課長、平良美夏副参事、平良俊弥主査、平安真希子主査

【学校教育部】奥間朝順部長

（学校教育課）佐久田悟課長、島袋元治副参事、新垣朝成管理主事、富山嘉仁主事

【市民文化部】比嘉世顕部長

（文化財課）末吉正睦課長、新屋佳代主幹

議事日程 ※議事日程１は非公開案件に該当。

- １ 報告１ 教育長が専決したことについて【学校教育課】
- ２ 議案第31号 那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について【文化財課】

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 それでは会議を始める前に、本日も喜屋武委員は欠席となります。定足数を満たしていますので会議を進めていきたいと思います。それでは令和元年度第20回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は平良委員にお願いします。

本日、資料の訂正があります。番号ですけれども、議事日程の1番「報告3」と書いてありますが、「報告1」になります。「報告1」ということで、訂正をお願いしたいと思います。

続いて会議の非公開の可否について諮りたいと思います。議事日程1の報告1は、個人に関する情報が含まれ、当該個人が特定されるため非公開とすることが適切であると思われます。報告1については、非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。続いて議案第31号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。比嘉市民文化部長、お願いします。

比嘉部長 議案第31号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」、那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員を別紙のとおり委嘱する。令和2年2月10日提出。教育長田端 一正。提案理由 那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の任期満了により、博物館法第21条及び那覇市立壺屋焼物博物館条例第15条の規定に基づき委員を委嘱するので、この案を提出するものでございます。詳細につきましては、文化財課から説明いたします。

田端教育長 末吉文化財課長、お願いいたします。

末吉課長 最初に、博物館協議会の設置並びに委員委嘱の根拠となる条例等の規定を確認したいと思います。資料の2ページをご覧ください。博物館法第20条で公立博物館に博物館協議会を置くことができ、2項で博物館協議会は博物館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに館長に対して意見を述べる機関と規定され、さらに、第21条で博物館協議会の委員は教育委員会が任命することこと、第22条で博物館協議会に関し必要な事項は条例で定めなければならないと規定されております。これを受けまして那覇市立壺屋焼物博物館条例第15条で壺屋焼物博物館協議会を置くこと、委員は10人以内で組織し、任期は2年で協議会に関し必要な事項は教育委員会規則で定めると規定しています。3ページをご覧ください。那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則第3条で博物館法第21条に基づきまして、協議会の委員は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、地域代表者のうちから委嘱すると規定しております。それでは、今回委嘱する委員についてご説明いたします。1ページをご覧ください。委嘱する委員は前回に引き続き10人となります。各団体に委員の推薦を依頼し、団体からご推薦いただいた方を委員に選任するなどしており、任期は令和2年3月3日から令和4年3月2日までの2年間です。1番目の

高江洲委員、2番目の島袋委員、3番目の下地委員は、今回新たに委嘱する委員となります。4番目の又吉委員から10番目の伊良皆委員までの7人の委員が再任となります。男性6人、女性4人、平均年齢が59歳でございます。那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則第3条に基づいた10人の内訳は、学校教育関係者は4番目の又吉元晃 壺屋小学校教頭、社会教育関係者は1番目の高江洲洋子 琉球新報社編集局文化部部长、5番目の船越三樹 沖縄タイムス社読者局次長兼文化事業本部长、家庭教育の向上に資する活動を行う者といたしまして、2番目の島袋尚神原小学校PTA副会長、学識経験者は3番目の下地貴子 沖縄観光コンベンションビューロー受入事業部部长、6番目の栗国恭子 沖縄国際大学・県立芸術大学非常勤講師、7番目の池田榮史 琉球大学教授、8番目の島袋常秀 壺屋陶器事業共同組合理事長、地域代表といたしまして、9番目の島袋常栄 壺屋町民会自治会副会長、10番目の伊良皆幸子 壺屋やちむん通り会会員でございます。以上、壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱についてのご説明でございます。ご審議よろしくお願いたします。

田端教育長 ありがとうございました。ただいまの件について、ご意見、ご質問、お願いしたいと思ひます。いかがでしょうか。令和2年3月3日に委嘱をして令和4年3月2日までということですね。2年間でまた新任なら新任、再任なら再任という形になるのでしょうか。

末吉課長 そうでございます。

田端教育長 一変に委嘱するということですね。途中で代わったりする方はいないということでしょうか。

末吉課長 辞職する委員がおりましたら、前任委員の残留期間を委嘱いたします。基本的には全員の委嘱でございます。

田端教育長 ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、ご意見、ご質問ないということでもありますので、議案第31号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定して、よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。それでは議案第31号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」は、議決いたしました。ありがとうございます。

以上をもちまして、令和元年度第20回教育委員会（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第31号	那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について	原案どおり可決
--------	-------------------------	---------